

別紙

三春町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	18,998	8,298,470	247,808	1,286,640	15.3	19.5

(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

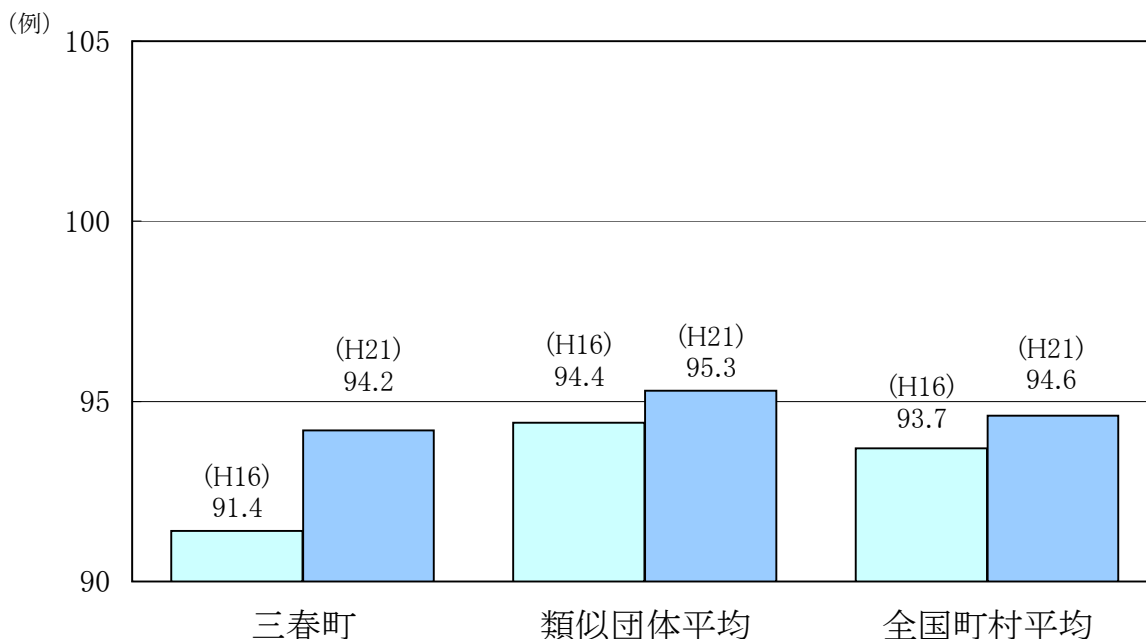
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	147	552,320	68,572	201,569	822,461	5,595

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	県人事委員会の勧告				三春町の 給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
21年度	円 394,597	円 396,705	円 △2,108	% △0.14	% △0.25	% △0.22

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

三春町の平成21年度給与改定は、12月1日から実施しました。

②特別給

区 分	県人事委員会の勧告				三春町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
21年度	月 4.05	月 4.43	月 △0.38	月 △0.38	月 4.05	月 4.15

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

※各年4月1日現在

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町(H21.4.1)	44.6 歳	円 332,977	円 381,062
			円 352,993
三春町(H22.4.1)	44.3 歳	円 328,777	円 380,863
			円 353,802
福島県(H21.4.1)	43.8 歳	円 347,200	円 420,122
			円 379,814
国(H21.4.1)	41.5 歳	円 325,521	円 391,770
			円 391,770
国(H22.4.1)	41.9 歳	円 325,579	円 395,666
			円 395,666
類似団体(H21.4.1)	43.5 歳	円 327,377	円 375,893
			円 356,081

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町(H21.4.1)	55.7 歳	円 275,057	円 284,799
			円 283,342
三春町(H22.4.1)	56.7 歳	円 277,704	円 287,414
			円 285,529
福島県(H21.4.1)	50.8 歳	円 363,600	円 408,000
			円 388,157
国(H21.4.1)	49.2 歳	円 285,548	円 322,737
			円 322,737
類似団体(H21.4.1)	48.0 歳	円 286,343	円 309,994
			円 300,299

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況

※各年4月1日現在

区 分		三春町(H21.4.1)		福島県(H21.4.1)
		初任給	2年後の給料	初任給
一般行政職	大学卒	175,100 円	188,900 円	181,800 円
	高校卒	142,500 円	152,400 円	146,900 円
技能労務職	高校卒	138,900 円	148,500 円	155,250 円
	中学卒	123,100 円	130,800 円	139,800 円

区 分		三春町(H22.4.1)	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	175,100 円	188,900 円
	高校卒	142,500 円	152,400 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	149,200 円
	中学卒	123,600 円	131,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(2021年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,500 円	295,400 円	334,400 円
	高校卒	205,400 円	246,500 円	295,400 円
技能労務職	高校卒	197,200 円	227,000 円	256,200 円
	中学卒	174,800 円	203,000 円	233,600 円

(2022年4月1日現在)

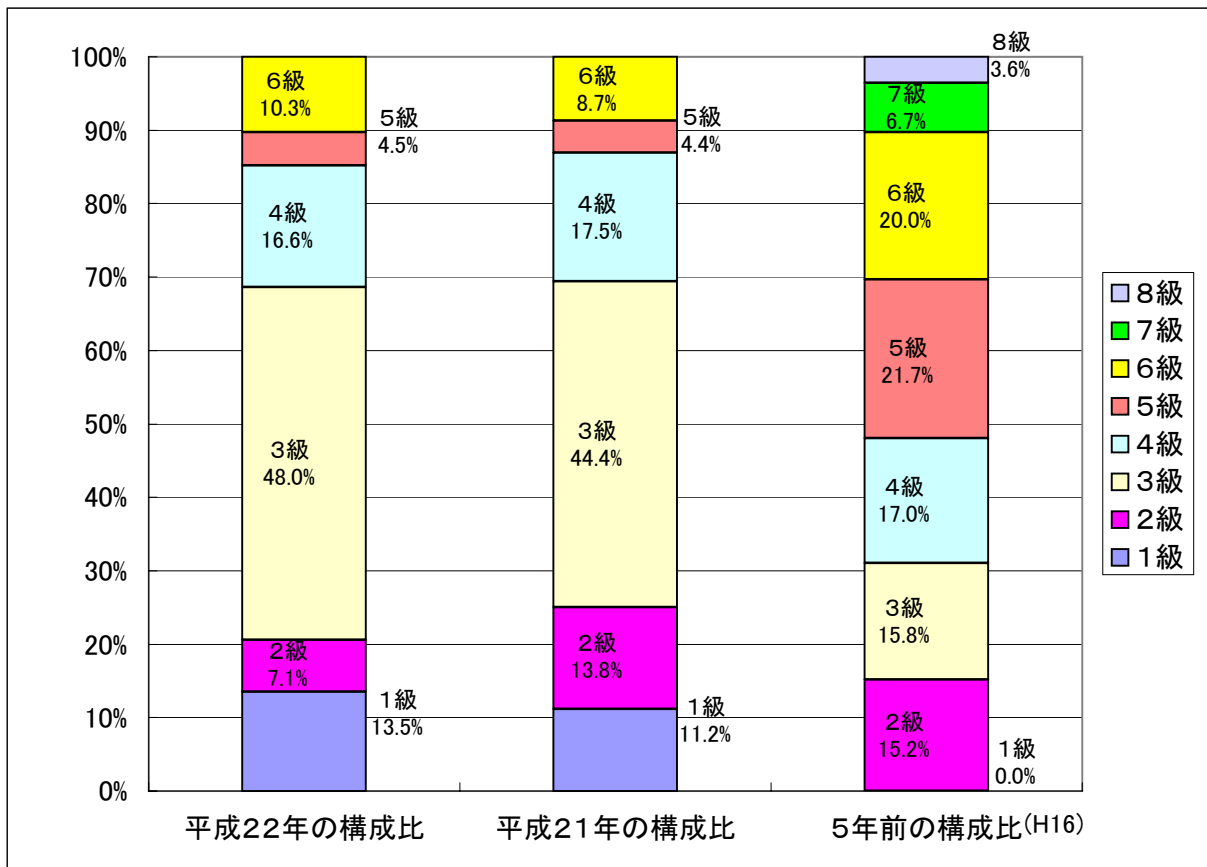
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,200 円	295,000 円	333,900 円
	高校卒	205,400 円	246,200 円	295,000 円
技能労務職	高校卒	197,800 円	227,600 円	256,900 円
	中学卒	175,500 円	203,500 円	234,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	H21.4.1現在		H22.4.1現在	
		職員数	構成比	職員数	構成比
6級	課長等	15人	9.5%	16人	10.3%
5級	総括主幹	5人	3.2%	7人	4.4%
4級	主幹	30人	19.0%	26人	16.7%
3級	主任主査	68人	43.0%	75人	48.1%
2級	主査	22人	13.9%	11人	7.0%
1級	主事・技師・副主事・副技師	18人	11.4%	21人	13.5%

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成19年4月より、8級制から6級制に移行しています。
 (移行対応級: 8級→6級、7級→5級、6級→4級、5級・4級→3級、3級→2級、2級・1級→1級)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

三春町職員の指導及び監督の有効な指針とするとともに、公正な人事行政を行い、もって職員の能率の発揮及び増進を図ることを目的として、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定を実施するため、三春町職員勤務評定実施規程を制定して実施しています。

平成21年度は、前期を9月30日基準日として、4月1日から9月30日の期間を、後期を3月31日基準日として、10月1日から3月31日を勤務評定の評価期間として実施しました。第一評定及び第二評定後に、副町長、教育長の調整を実施し、勤務評定実施権者である町長が確認しました。

職員の昇給については、毎年1月1日に実施し、職員の昇給区分をA～Eの5段階で昇給に反映させています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 春 町			国		
1人当たり平均支給額(21年度)			—		
1,429 千円					
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.65 月分	1.4 月分		2.75 月分	1.4 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～15%			・役職加算 5～20%		
			・管理職加算 10～25%		

(2) 退職手当 (21年4月1日現在)

三 春 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 無)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		

(注) 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

(3) 超過勤務手当

支給実績(21年度決算)	27,628 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	205 千円
支給実績(20年度決算)	23,720 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	168 千円

(注) 超過勤務手当には選挙手当等 (H21=衆議院選挙事務、H20=定額給付金事務) が含まれています。

(4) その他の手当 (21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合 国の内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族それぞれ 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・16～22歳までの子1人につき 5,000円を加算 	同じ		18,222 千円	237 千円
住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃20,500円以下 家賃額－9,500円 ・家賃20,500円以上 (家賃額－20,500円) × 1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円) + 11,000円 	異なる	<p>(支給要件) ・国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・国は家賃23,000円を超え55,000円未満(家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	7,086 千円	91 千円
	<p>2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		<p>国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員を支給要件 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		

	<p>3 自宅 (支給要件)その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者 (支給額) 2,500円ただし、新築又は購入した住宅にかかるものについては、当該新築又は購入した日から起算して5年間は3,500円</p> <p>※3については、H21.12.1から廃止しました。</p>		<p>国はその所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの (支給額) 国の支給額は 2,500円</p>		
通勤手当	<p>(支給要件)通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし58,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 2,700円～53,500円 ・自動車以外の原付交通用具利用者 2,000円～26,800円 ・自転車のみ通勤者 2,000円</p>	異なる	<p>国は55,000円以下については運賃等相当額 交通用具利用者 2,000円～ 24,500円</p>	8,070 千円	67 千円
管理職手当	<p>課長 給料月額10%に相当する額 施設長 給料月額6%に相当する額</p>	異なる	<p>本省庁課長 25%～10%</p>	9,311 千円	423 千円
寒冷地手当	<p>支給地域(4級地) ・世帯主である職員のうち扶養親族のある職員 17,800円 その他の職員 10,200円 ・世帯主でないその他の職員 7,360円</p>	同じ		0 千円	0 千円

(注) 寒冷地手当の支給期間は毎年11月から3月までの5か月間です。ただし、三春町はH16.11からH22.3の間は支給停止とし、さらにH22.11～H25.3も支給停止とします。

5 特別職の報酬等の状況

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	町 長 副 町 長 教 育 長	H21.4.1	H22.4.1(参考)	(参考)H21類似団体における最高/最低額	
			739,000 円	795,000 円	860,000 円/
報 酬	議 長	310,000 円	310,000 円	395,000 円/	218,000 円
	副 議 長	246,000 円	246,000 円	342,000 円/	174,000 円
	議 員	224,000 円	224,000 円	323,000 円/	156,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(21年度支給割合) 3.05 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合) 3.05 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(支給時期)	
	副 町 長	739,000円×在職月数×48/100		任期毎に支給	
	教 育 長	602,000円×在職月数×29/100		任期毎に支給	
		561,000円×在職月数×20/100		任期毎に支給	

(注) H19. 10. 1～H22. 3. 31までは、町長給料7%、副町長及び教育長給料を5%減額を実施しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

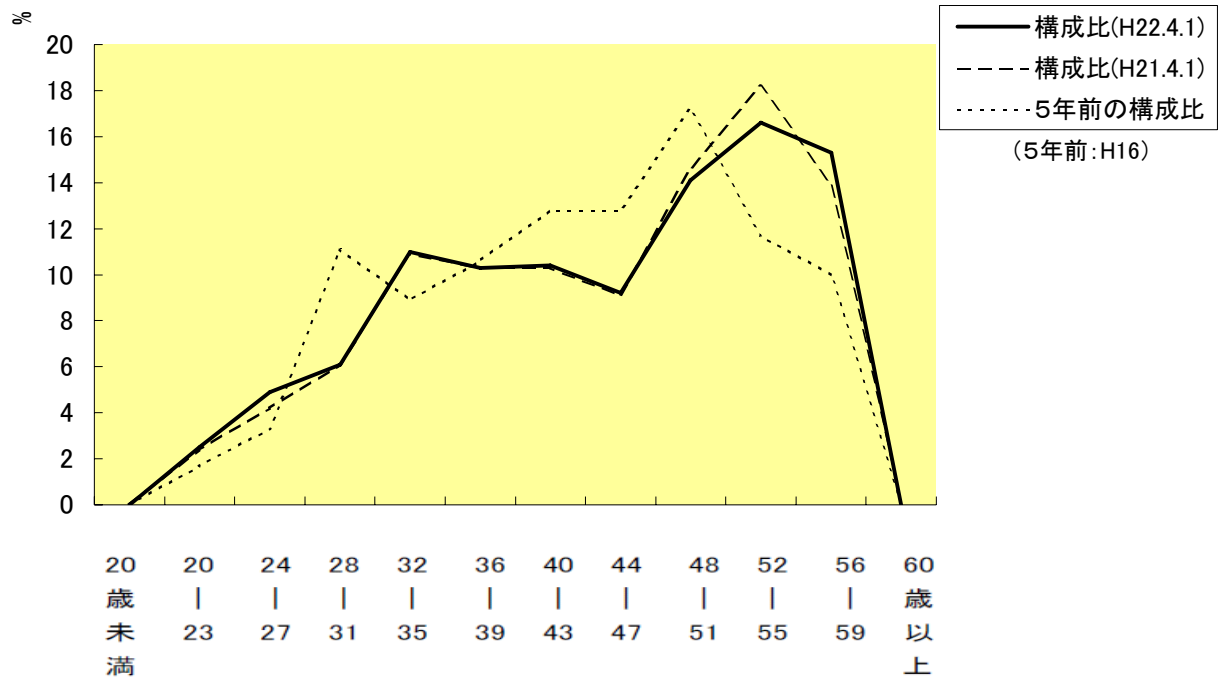
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数			対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年	平成22年		
一 般 行 政 部 門	一般行政部門	65	65	64	▲1	事務の統廃合により職員減
	福祉関係	55	45	44	▲1	民間委託に伴う職員減
	小 計	120	110	108	▲2	
特 別 行 政 部 門	教育	33	40	39	▲1	事務の統廃合により職員減
	小 計	33	40	39	▲1	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	4	4		
	下水道	2	2	2		
	その他	8	9	10	1	
	小 計	14	15	16	1	
合 計		167 [180]	165 [180]	163 [180]	▲2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。平成18年度に条例を改正し、205人から180人となっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数 (H22)	0人	4人	8人	10人	18人	16人	17人	15人	23人	27人	25人	0人	163人
職員数 (H21)	0人	4人	7人	10人	18人	17人	17人	15人	24人	30人	23人	0人	165人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	162人

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

165人

③定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標(22年)
一般行政	職員数	126	128	124	120	110	108	—	
	増 減		2	▲ 4	▲ 4	▲ 10	▲ 2	▲18(%)	
教 育	職員数	36	35	36	33	40	39	—	
	増 減		▲ 1	1	▲ 3	7	▲ 1	3(%)	
消 防	職員数							—	
	増 減							(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	14	14	14	14	15	16	—	
	増 減		0	0	0	1	1	2(%)	
計	職員数	176	177	174	167	165	163	—	165
	増 減		1	▲ 3	▲ 7	▲ 2	▲ 2	▲13(101%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。